

○国土交通省令第八十五号
 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条、第二十九条ノ四第三項及び第二十九条ノ八の規定に基づき、特殊貨物船舶運送規則及び危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十七日

国土交通大臣臨時代理
 国務大臣 菅 義偉

特殊貨物船舶運送規則及び危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部を改正する省令
 （特殊貨物船舶運送規則の一部改正）

第一条 特殊貨物船舶運送規則（昭和三十九年運輸省令第六十二号）の一部を次のように改正する。
 目次中「第二十七条」を「第二十七條の二」に改める。
 第二十七條第一項中「場合には」の下に「、第十六条の三」を加え、同条第四項中「以下」の下に「この条において」を加え、同条第八項中「き損」を「毀損」に、「再交付申請書」を「含水液状物質運搬船認定書再交付申請書」に改め、第二章第二節中同条の次に次の一条を加える。

（乾燥粉状液状物質運搬船）
 第二十七條の二 乾燥し、かつ、粉末である状態の液状物質（以下「乾燥粉状液状物質」という。）をばら積みして運送する船舶であつて、地方運輸局長が乾燥粉状液状物質の乾燥した状態を維持するために必要な積付設備及び船倉を有していると認定したものに乾燥粉状液状物質の積みはら積みして運送する場合には、第十六条の二から第十七条まで、第二十三条及び第二十五条の規定を適用しない。

2 前項の船舶に乾燥粉状液状物質をばら積みする場合には、前項の積付設備を用いて積載しなければならぬ。
 3 船舶所有者は、第一項の認定を受けようとするときは、乾燥粉状液状物質運搬船認定申請書（第十二号様式）に次に掲げる書類を添えて、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長に申請しなければならない。

一 一般配置図
 二 船体中央横断面図
 三 積付設備及び船倉に関する書類

4 地方運輸局長は、第一項の認定を行ったときは、乾燥粉状液状物質運搬船認定書（第十三号様式。以下この条において「認定書」という。）を申請者に交付する。

5 第一項の認定を受けた船舶の所有者は、当該船舶について同項の要件に係る事項又は認定書に記載された事項に変更を生じた場合には、すみやかに、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長に変更した事項を書面で届け出なければならない。

6 地方運輸局長は、前項の届出があつた場合その他必要があると認める場合には、当該認定を取り消し、又は認定書の記載を変更することができる。この場合において、認定の取り消し、又は認定書の記載の変更を行った地方運輸局長は、その旨を、認定書を交付した地方運輸局長に通知するものとする。

7 前項の規定により認定を取り消された船舶の所有者は、当該認定書を返納しなければならない。
 8 船舶所有者は、認定書を滅失し、又は毀損した場合には、乾燥粉状液状物質運搬船認定書再交付申請書（第十四号様式）を認定書を交付した地方運輸局長に提出し、その再交付を受けることができる。

9 第一項の認定を受けた船舶の船長は、乾燥粉状液状物質をばら積みし、及び運送する間、認定書及び第三項各号に掲げる書類を船内に保管しておかなければならない。
 第三十三条第八項中「第二十七條第一項」の下に「又は第二十七條の二第一項」を加える。

第十一号様式中「再交付申請書」を「含水液状物質運搬船認定書再交付申請書」に改め、同様の次に次の三様式を加える。

第12号様式（第27条の2関係）

乾燥粉状液状物質運搬船認定申請書

殿
 年 月 日

船舶所有者の氏名
 又は名称及び住所

印

特殊貨物船舶運送規則第27条の2第3項の規定により申請します。

船種及び船名	船舶番号	総トン数
積付設備及び船倉		

(注) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第13号様式 (第27条の2関係)

乾燥粉状液状物質運搬船認定書

第 号

船種及び船名	船舶番号	船舶所有者の氏名 又は名称及び住所
積付設備及び船倉		備考
特殊貨物船舶運送規則第27条の2第4項の規定により交付します。 年 月 日 地方運輸局長 運輸監理部長 地方運輸局運輸支局長 地方運輸局海事事務所長 運輸監理部海事事務所長 地方運輸局運輸支局海事事務所長 沖縄総合事務局長 運輸事務所長		
		(氏名) 印

第14号様式 (第27条の2関係)

乾燥粉状液状物質運搬船認定書再交付申請書

殿
年 月 日

船舶所有者の氏名
又は名称及び住所

印

特殊貨物船舶運送規則第27条の2第8項の規定により申請します。

船種及び船名	船舶番号	認定書の番号及び交付年月日
再交付を受けようとする理由		
備考		

(注) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

(危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部改正)

第二条 危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和三十二年運輸省令第三十号)の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「第二十七条」を「第二十七条の二」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次条第三項から第六項までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に含水液状物質(特殊貨物船舶運送規則第十八条第一項に規定する含水液状物質をいう)をばら積みして運送する船舶については、当該運送が終了するまでは、第一条の規定による改正後の特殊貨物船舶運送規則(以下「新特殊貨物船舶運送規則」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際現に危険物(危険物船舶運送及び貯蔵規則第十三条第三項に規定する危険物をいう)をばら積みして運送する船舶については、当該運送が終了するまでは、第二条の規定による改正後の危険物船舶運送及び貯蔵規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の特殊貨物船舶運送規則(以下「旧特殊貨物船舶運送規則」という。)第十一号様式による再交付申請書は、この省令の改正後の様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

4 地方運輸局長(旧特殊貨物船舶運送規則第一条の二に規定する地方運輸局長をいう。以下同じ)は、施行日前においても、新特殊貨物船舶運送規則第二十七条の二第一項の規定による認定に相当する認定(以下「相当認定」という)を行うことができる。

5 地方運輸局長は、前項の相当認定をしたときは、当該相当認定を受けた者に対し、新特殊貨物船舶運送規則第二十七条の二第四項の乾燥粉状液状物質運搬船認定書に相当する認定書(以下「相当認定書」という)を交付する。

6 前項の規定により交付した相当認定書は、施行日以後は新特殊貨物船舶運送規則第二十七条の二第四項の規定により交付された乾燥粉状液状物質運搬船認定書とみなす。

7 新特殊貨物船舶運送規則第三十三条第八項の規定は、第五項の相当認定書の交付について準用する。この場合において、新特殊貨物船舶運送規則第三十三条第八項中「認定」とあるのは「相当認定」と、読み替えるものとする。